

まもりすまい保険付保住宅の転売等通知書

通知日： 20 年 月 日

保険が付保された住宅を転売等により新たに取得する方（以下「転得者」といいます。）が保険を直接請求できるようにするためには、保険契約者である住宅事業者に通知を行う必要があります。本通知書を住宅事業者宛に送付することにより、この通知を行うことができます。

まもりすまい保険契約者（住宅事業者）

様

保険付保住宅に関する事項	まもりすまい保険証券番号 (保険付保証明書「保険内容」に記載の番号)	- - -
	保険付保住宅住所	〒 -
	住宅取得者氏名	印
		※ ご署名・ご捺印をお願いいたします
転得者に関する事項	転得者氏名 転売等により本住宅を新たに取得する方	
	転得者の連絡先	住所 〒 TEL ※ 以降の手続きについて保険契約者から連絡をされる場合、転得者の連絡先（直接連絡が可能な電話番号または通知日現在の住所のいずれか）をご記入ください
	引渡（予定）日	20 年 月 日
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転得者（転売等により本住宅を新たに取得する方）が、住宅事業者（まもりすまい保険の保険契約者・被保険者）によって承認されると、住宅事業者が倒産等の場合で保険事故が発生した場合には、一次取得者（当初の住宅取得者）のほか、転得者（ただし転売が複数回行われた場合は当該住宅を所有している者のみ）も保険金請求を行うことができますこととなります。 ○ 上記の場合、本住宅に適用される保険金限度額は、住宅事業者、住宅取得者、転得者に支払われる金額を通算して適用されます。 ○ 本通知によって、住宅取得者が有するまもりすまい保険契約に関する権利以外の本住宅に関する権利について影響を与えるものではありません。 	